

◎新潟県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年10月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 292号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字猿橋字相久保675番1から 同市大字楡島字道端315番4まで	新	7.8～66.0メートル	965.2メートル
妙高市大字猿橋字相久保675番1から 同市大字楡島字道端315番4まで	旧	(A)6.5～34.5メートル	1,145.2メートル
妙高市大字猿橋字相久保675番1から 同市大字猿橋字向へ川原1439番2まで		(B)17.0～36.4メートル	241.5メートル
妙高市大字楡島字浦川原143番1から 同市大字楡島字道端315番4まで		(C)7.8～38.8メートル	280.9メートル

備考 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。